

差別に気づいた！わたしから、わたしたちの平等へ。
「女性差別撤廃条約」リテラシーUP プロジェクト
声を「集める」ワークショップ 2021年3月7日開催／報告書

特定非営利活動法人 参画プラネット

1 テーマ

「女性差別撤廃条約」リテラシーUP プロジェクト 声を「集める」ワークショップ in 高岡／対面

2 企画趣旨

「女性差別撤廃条約」に関するリーガルリテラシーを高め、ジェンダー平等な社会を実現することをめざし、参画プラネットは、①学ぶ、②集める、③広げるという枠組みで「女性差別撤廃条約」リテラシーUP プロジェクトを展開中です。

このたびの企画は、上記の「②集める」ことを目的としています。具体的には、「女性差別撤廃条約」を「①学ぶ」ための学習プログラムを基盤として、声を集める（モニタリング）ためのワークショップです。

3 開催概要

日時：2021年3月7日（日）午後2時から4時30分（150分）

会場：富山銀行本店ビル 2階 BOT ホール（高岡市下関3-1）

参加費：無料

参加者数：16人（女性：16人、男性：0人）

講師：「女性差別撤廃条約」コーディネーター／渋谷典子（NPO 法人参画プラネット代表理事）、重原惇子（同法人常任理事）

ファシリテーター：「女性差別撤廃条約」コーディネーター／林やすこ（同法人常任理事・事務局長）、伊藤静香（同法人常任理事）

協働：富山県でNPO 法人Nプロジェクトひと・みち・まちが、毎年3/8国際女性デーによせて開催する「Nプロ楽集会」と共同開催 <「国際女性デー2021」Nプロ楽集会⑭>

主催：特定非営利活動法人 参画プラネット、NPO 法人Nプロジェクトひと・みち・まち

共催：シャキット富山35

協賛：女性差別撤廃条約選択議定書批准を求める実行委員会とやま

助成：赤松良子ジェンダー平等助成金（期間：2019年7月1日～2021年6月30日）

4 ワークショップの内容

時刻	内容	担当
14:00 ～14:05 (5分)	開会挨拶 NPO 法人Nプロジェクトひと・みち・まち ご担当者	司会：重原
14:05 ～14:20 (15分)	第一部：講義／リーガルリテラシーUP <u>はじめに：参加者一人ひとりに「法は…」をテーマに、ポストイットに記してもらい、ホワイトボードで紹介。</u> 講義内容 (1)「法」とは何か？ (2)「法」の目的は？ (3)「法」の体系・種類	講師：渋谷、重原
14:20	第二部：講義とワーク／「女性差別撤廃条約」リテラシーUP	講師：渋谷、重原

<p>～15：30 (70分)</p>	<p>(1) 女性差別とは？ (2) 女性差別撤廃条約を学ぶ！ (3) 個人ワーク 講義と同時並行して、「女性差別撤廃条約」リテラシーUP ワークシート（以下、ワークシート）の気になる言葉に線を引いてもらう個人ワークを実施。 (4) グループワークと発表 「何を読み取ったか」についてワークシートをシェアし、「女性差別撤廃条約」への理解を促進。グループごとに、シェアした内容を発表し、「女性差別撤廃条約」を法的な視点から読み解く。</p>	<p>ファシリテーター：林、伊藤</p>
<p>15：30 ～16：25 (55分)</p>	<p>第三部：講義とワーク／リーガルマインド UP (1) リーガルマインドとは？ (2) 個人ワーク 「女性差別撤廃条約」リテラシーUP 情報シート（以下、情報シート）を読みこみ、「女性差別撤廃条約」の条文へあてはめてみる。＜情報シートは、森喜朗氏の発言「女性がたくさん入っている会議は時間がかかる」（2021年2月3日）がテーマ＞ (3) グループワークと発表 個人ワークの内容をもとに、グループで話し合い発表する。 第四部：今後に向けて <u>今後に向けて：参加者一人ひとりに「法は…」をテーマに、ポストイットに記してもらい、ホワイトボードで紹介。</u></p>	<p>講師：渋谷、重原</p>
<p>16：25 ～16：30 (5分)</p>	<p>閉会挨拶 NPO 法人 N プロジェクトひと・みち・まち ご担当者</p>	<p>司会：重原</p>

5 成果と課題

(1) ご協力のもとに開催

このたびの声を「集める」ワークショップは、協働として「富山県でNPO 法人 N プロジェクトひと・みち・まちが、毎年 3/8 国際女性デーによせて開催する「N プロ楽集会」と共同開催 <「国際女性デー2021」N プロ楽集会④>、そして、主催として「NPO 法人 N プロジェクトひと・みち・まち」、共催は「シャキット富山 35」、協賛が「女性差別撤廃条約選択議定書批准を求める実行委員会とやま」と富山県全体からのご協力のもとに開催することができました。「女性差別撤廃条約実現アクション」でつながったネットワークが有機的に機能した結果ともいえます。みなさまからのご協力に感謝しております。

(2) 次への動きについて

主催および共催、協賛団体からの参加者、高岡市議会議員の方も含め、地域で活躍する方々が参加されており、本講座終了後に「NPO 法人 N プロジェクトひと・みち・まち」が主催しての学習会（4月19日開催）へと結び付けることができました。選択議定書批准に向けての意見書採択へも弾みがついたとの連絡も入っております。

(3) 「法は…」(ワークショップの内容：アンダーラインの部分) について (添付資料をご参照ください)

ワークショップ終了時には、「国だけでなく、世界の基準となるもの。どんどんアップデートしなければいけない。日本は遅れている」、「あらゆる差別を撤廃し、人が個人として生き易くするためのルール」、「変えることができるもの 社会が変われば」といった具体的なコメントが寄せられたところです。

法は...before 20200906 in 高岡

法は... before	法は... before
生きていくための大切な守りごとや約束事を万人に解ってもらうための決まりごと、守るべきもの、人として大切なことを表現しているもの。	・守るもの・社会の基準となるもの・社会に合わせて変えていく必要があるが、簡単には変えていけない、変えるのは大変
規則であり、人間を守るもの、悪事に対する罰則、	人がお互いに快適に生きるために作られたルール
全ての人々の人権を守り、社会の安定を守り、生活がうまくできるためのもの。	社会を公明正大に治めるさまり
私(市民)を守ってくれるもの・さまり	難
みんなが生きやすくなるため、みんなが守ること	個人等の権利を守るもの
社会生活をいとなむ時にさまり事をつくる事によって、スムーズに行うことができる	私と私のまわりを守るもの
生活する上でも、もしもの時に役立つ規範	守るべきもの
一人ひとりが尊重され、平和で安全に生きることができる規範	人権を守ってくれるもの
法律	法はみんなを守るためのもの
法は守るべきもの、権力者に守らせるべきもの、	

1

法は...after 20200906 in 高岡

法は... after	法は... after
あらゆる差別を撤廃し、人が個人として生き易くするためのルール	一人ひとりが豊かな人生のための支えにしたいもの(ルール)
自分や大切な人を守る	法ができて、しっかり実行されないと、生きづらい世の中のまま
守るべきルール、でも時代に合って変えていくべきもの、安心してらせる、くらすためのもの=法	実際の社会の現状をそれにあてはめて、市民が使いこなし、社会を良くしていくためのもの
国だけでなく、世界の基準となるもの、どんどんアップデートしなければいけない、日本は遅れている、	自分たちのよりよい生を完うするため、誰もとりこぼさない社会に向けて、自分たちの意見で作りあげるもの
行動の指針として、よく知って、活用しなければ役に立たない	生きていくためのさまりを知り、チェックして活用するもの
皆が人間らしく生きるための社会のさまり	みんなの幸福な生活のためのルール しかし、それを実現する政策が大切 協力して121位から脱出しよう
一人ひとりの尊厳を大切に、平和で安心できる社会の規範	みんなが幸せに生きられるように、国も国民も意識してまもるもの
変えることができるもの 社会が変われば	人間として生きやすいように変えていくもの
守るべき規則である、それが社会を作るルールである、	

2

資料 2 : 会場の様子

